

避難行動マニュアル



令和4年3月
酒々井町

目 次

はじめに

第1章 日常の備え

- 1 個人・各家庭の準備
- 2 地域の準備
- 3 町・行政の準備

第2章 災害時の避難行動

- 1 避難行動の全般の流れ
- 2 避難行動
- 3 避難所の運営

資 料

- 問い合わせ先
- 健康管理カード
- 避難者カード

令和2年8月作成

令和4年3月修正

はじめに

1 避難行動マニュアル作成の趣旨

このマニュアルは、住民、地域の皆さんに災害に備えて普段から準備する事項、気象情報等の確認要領、正しい避難行動についてご理解いただき、皆さんの「命を守る！命をつなぐ！」ために作成するものです。

○ 災害への備え

千葉県北西部の直下地震は、今後30年で70パーセントの確率で発生が予測され、町では震度5強～6弱と予想されています。

近年は、全国的に毎年のように台風や集中豪雨等による災害の発生が増加しています。



町でも、近年は2019年（令和元年）の台風第15号、第19号及び10月25日の大雨では、浸水被害が発生し、避難所を開設しました。

○ 新型コロナウイルス感染症への備え

令和2年にはじまった新型コロナウイルス感染症のまん延は、2年を過ぎてもいまだ終息していません。災害時には、避難所が密になり避難所内でクラスターが発生することが懸念されています。

このマニュアルは、コロナ禍であっても、自然災害が発生した場合に、住民の皆さんの安全を守るため作成しています。



はじめに

本マニュアルで使用する用語について、説明します。

○ 避難に関連する用語

【指定避難所】

指定避難所とは、地震等の自然災害による家屋の倒壊、焼失など被害を受けた住民又は被害を受けるおそれのある住民を一時的に受け入れ、保護する場所として、政令等の基準に適合する学校、公民館などを町があらかじめ指定しておく施設をいい、町内では7か所指定しています。

【一時避難所】

一時避難所とは、指定避難所以外に、自治会等の集会所等臨時に避難所として使用する施設をいいます。

【福祉避難所】

福祉避難所とは、指定避難所での避難生活が困難な配慮を要する住民（高齢者、障害者、基礎疾患のある方、乳幼児、妊産婦など）を受け入れ、適切な支援をしながら保護する目的で町があらかじめ指定しておく施設をいいます。

したがって福祉避難所は、だれでも避難できるわけではなく、普段から当該施設を利用している方や福祉避難所での避難が必要な方を確認し、施設の被災状況や受け入れ態勢を整えたのち、受け入れを行います。

【指定緊急避難場所】

町が指定した公園、学校の校庭や緑地等で、避難者の安全が確保できる広さをもった公共等の公園・空地をいいます。町内では8か所指定しています。

はじめに

【要配慮者】

要配慮者とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者や外国人など、防災上何らかの配慮を要する方のことです。

【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、災害時等に自ら、又は家族や介助者だけでは避難することが困難であり、安全に避難するために特に支援を必要とする方のことです。

あらかじめ「避難行動要支援者名簿」に登録することができ、役場が地域の自治会、民生委員児童委員などのみなさんと災害発生時の避難の支援について話し合い、準備を行います。

※ 登録を希望される方、心配な方は、役場健康福祉課までお問い合わせください。

【在宅避難】

町のハザードマップ等で浸水や土砂災害のリスクがなく、災害発生時に自宅等に損壊がなく、安全が確保できる場合に、自宅で避難することをいいます。また「親戚・知人宅への避難」も同様です。

避難所に避難しなくても水・食料及び物資の配給を受けることができます。

【車中避難】

災害発生時に避難所の駐車場などや安全が確保できる場所において、自家用車等で避難することをいいます。この際も、水・食料及び物資の配給を受けることができます。

はじめに

【分散避難】

新型コロナウイルス感染症のまん延を受け、災害時に避難所が密になることを避けるため、避難所以外の「自宅」、「車中」、「親戚・知人宅」、「ホテル・旅館」等を避難先として選択して避難することです。

【災害対策本部】

町では、災害発生時、またはおそれがあるときに、町長を指揮者として町役場に設置され、町内の災害対応（救命救助、応急対策、復旧・復興）にあたります。その際は、県、消防、警察、自衛隊や民間企業と協力して対策を行います。

【避難所担当職員】

災害発生時、またはおそれがあるときに、町の指定避難所を開設・運営する場合に、役場から派遣される職員のことです。

【避難情報】

災害時、またはおそれがあるときに、住民の皆さんの安全を図るため、町が発令する「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」などのことです。町の防災行政無線で放送を行うとともにマスコミ、インターネット、SNS、メール配信により伝達されます。

第1章 日常の備え

1 個人・各家庭での準備

(1) 災害備蓄品・非常用持ち出し袋の準備

○ 災害備蓄品の準備、できていますか？

災害時に、電気、水道やガスなどのライフラインが止まった場合に備えて、水、食料などの災害備蓄品などを家族全員**3日以上**を目安に備蓄しておきましょう。



○ 非常用持ち出し袋の準備、できていますか？

自宅が被災し避難が必要な時のため、あらかじめリュックサックなどに詰めておき、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。

また貴重品は、盗難防止、紛失防止のため、肌身離さず持ち歩けるようウエストポーチなどを準備すると便利です。

新型コロナウイルス感染症を考慮した持ち出し品

- 災害発生時は、マスクや消毒液の不足が予想されます。普段から、できる範囲内で準備しておきましょう。
- 避難所に避難する際に必要な物
 - ・ 避難所内は、**マスク着用**が前提です。
 - ・ 受付のときや、毎日の健康チェックの際に、検温をすることになります。感染予防の観点から**体温計**や**筆記具**を携帯してください。
 - ・ 避難所内は、感染拡大防止のため、**土足厳禁**です。**スリッパ**、**内履き**を準備してください。

ローリングストック

防災のために特別なものを用意するのではなく、できるだけ、普段の生活の中で利用されている食品等を備えるようにしましょう。

普段から少し多めに食材などを買って置き、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法を言います。

各家庭での備蓄品・持ち出し品一覧表（人数分用意しましょう）

分類	品名	数量	持出品	チェック欄
食料	飲料水（1人1日3リットル）	9リットル	○	<input type="checkbox"/>
	非常食（1日3食3日分）	9食	○	<input type="checkbox"/>
	割りばし、スプーン、フォーク	3日分	○	<input type="checkbox"/>
服装	懐中電灯	1個	○	<input type="checkbox"/>
	ヘルメット・防災ずきん	1個	○	<input type="checkbox"/>
	運動靴（長靴）	1足	○	<input type="checkbox"/>
	衣類（防寒着・ブランケット等）	必要数	○	<input type="checkbox"/>
	衣類（着替え（下着・靴下））	3日分	○	<input type="checkbox"/>
	軍手	1組	○	<input type="checkbox"/>
	タオル	3日分	○	<input type="checkbox"/>
	使い捨てカイロ	3日分	○	<input type="checkbox"/>
情報	携帯ラジオ	1個	○	<input type="checkbox"/>
	携帯電話のモバイルバッテリー	1個	○	<input type="checkbox"/>
	家族の写真	1枚	○	<input type="checkbox"/>
	乾電池	1パック	○	<input type="checkbox"/>
	カメラ（カメラ付き携帯電話可）	1個	○	<input type="checkbox"/>
	筆記具（ペン・メモ帳）	1組	○	<input type="checkbox"/>
貴重品	預金通帳	-	○	<input type="checkbox"/>
	印鑑	-	○	<input type="checkbox"/>
	現金（公衆電話用に10円硬貨含む。）	-	○	<input type="checkbox"/>
	健康保険証	-	○	<input type="checkbox"/>
	マイナンバーカード	-	○	<input type="checkbox"/>
	免許証	-	○	<input type="checkbox"/>

分 類	品 名	数 量	持出品	チェック欄
日用品	トイレトペーパー	必要分		<input type="checkbox"/>
	ティッシュペーパー・ウェットペーパー	3日分	○	<input type="checkbox"/>
	生理用品	3日分	○	<input type="checkbox"/>
	おむつ	3日分	○	<input type="checkbox"/>
	離乳食・ミルク	3日分	○	<input type="checkbox"/>
	哺乳ビン	3日分	○	<input type="checkbox"/>
	携帯トイレ	3日分	○	<input type="checkbox"/>
	歯ブラシ・歯磨き粉	1セット	○	<input type="checkbox"/>
	ライター（マッチ）	1個	○	<input type="checkbox"/>
	ランタン、ろうそく	1組		<input type="checkbox"/>
	カセットコンロ	1セット		<input type="checkbox"/>
衛 生 用 品	ばんそうこう、包帯	1箱	○	<input type="checkbox"/>
	常備薬（持病のある方のお薬）	必要数	○	<input type="checkbox"/>
	お薬手帳（救急箱処方箋の控え）	1冊	○	<input type="checkbox"/>
	消毒液・除菌シート	1本	○	<input type="checkbox"/>
	マスク	3日分	○	<input type="checkbox"/>
	体温計（できれば一人1本）	1本	○	<input type="checkbox"/>
	内履き（携帯スリッパ、屋内用の靴）	1足	○	<input type="checkbox"/>
	靴入れ（レジ袋など）	1組	○	<input type="checkbox"/>
□感染 症対策	ハンドソープ・固形石鹸	1本	○	<input type="checkbox"/>
ペット	ケージ	1組	○	<input type="checkbox"/>
	名前・連絡先等の表示（迷子札）	1個	○	<input type="checkbox"/>
	リード・首輪	1個	○	<input type="checkbox"/>
	エサ（食器）	3日分	○	<input type="checkbox"/>
	トイレ（トイレ砂・処理用具等）	3日分	○	<input type="checkbox"/>
	ペット用の薬	3日分	○	<input type="checkbox"/>

第1章 日常の備え

1 個人・各家庭の準備

○ 水

飲料水は、一人当たり **1日3リットル**が目安です。また飲料水とは別に、トイレを流したりするための生活用水も必要です。

日頃から、水道水を入れたポリタンクを用意する、注意報が発表されたときは、お風呂の水をためておく等の備えをしておきましょう。

○ 食料

- ・ ご飯（アルファ米など）、カップめん、缶詰、ビスケット、アメ、チョコレート、栄養補助食品、サプリメントなど
- ・ 停電時でもそのまま食べられるものが便利です。
- ・ 災害発生当初、町から支給される食品は、アルファ米などの防災備蓄品であり、**特にアレルギーのある方、高齢者、乳幼児など特に食事に配慮する必要がある場合や国の文化、宗教上食べられない物がある場合は、事前に各家庭で準備することが大切です。**

○ カメラ

自宅が損壊した際の「り災証明書・被災証明書」の申請に写真が必要となります。

○ 携帯電話のモバイルバッテリー

家族との連絡、情報確認のため、携帯電話は必要となります。避難所施設が停電で充電できないことがあります。

○ キャンプ用品（ブランケット、寝袋、テント、蓄電池など）

町でも避難所に必要な毛布、間仕切りなどの物品を準備していますので、新たに買い求める必要はありませんが、既にお持ちの方は、避難の際に携行してください。最近では、家庭用蓄電池なども発売されています。

第1章 日常の備え

1 個人・各家庭の準備

(2) ハザードマップで自宅のリスクを確認しましょう。

町では、3つのハザードマップを公表しています。役場で配布していますが、最新の情報は町ホームページで確認することができます。



○ 地震ハザードマップ

酒々井町直下地震（全国でどこでも起こりうる直下型の地震）
マグニチュード6.9を想定し、作成しています。

自宅や周辺の揺れやすさを確認しておきましょう。

○ 洪水ハザードマップ

国土交通省が発表している「利根川下流洪水浸水想定区域」、「高崎川流洪水浸水想定区域」（いずれも最大規模）と町の浸水実績により作成しています。令和4年3月に新しい洪水ハザードマップを作成し住民の皆さんに配布します。

第1章 日常の備え

1 個人・各家庭の準備

- ・ 浸水想定区域、浸水実績のある地域にお住まいの方は、原則「立退き避難」です。浸水想定区域、浸水実績のある地域でも、2階等に避難できる自宅の方で水がひくまで我慢出来る水・食料などの備えが十分な方は自宅に留まり安全を確保することも可能です。（垂直避難）



○ 土砂災害ハザードマップ

千葉県から指定された「土砂災害（特別）警戒区域」により作成しています。あらたに令和3年5月に「土砂災害危険箇所（今後基礎調査を実施し、危険度を調査する地域）」が発表されました。

「土砂災害危険箇所」についても「土砂災害（特別）警戒区域」と同様の避難行動が求められます。

- ・ 「土砂災害（特別）警戒区域」や「土砂災害危険箇所」の区域内にお住まいの方は、自宅からの「立退き避難」が原則です。
- ・ 緊急的に安全を確保するときは、斜面と反対側の少しでも安全を確保できる位置に移動しましょう。
- ・ 令和4年度に新しい土砂災害ハザードマップを作成し、配布予定です。

最新の情報は、インターネット「ちば情報マップ」で確認することができます。

（町ホームページにリンクがあります。）



第1章 日常の備え

1 個人・各家庭の準備

○ 「在宅避難」「車中避難」について検討するうえでの参考です。

◇ **在宅避難（安全な自宅、親戚・知人宅に避難する。）**

- ・ 洪水浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域以外に自宅がある。
- ・ 新耐震基準に基づき建設された家屋、耐震補強をした住家である。
- ・ 台風、集中豪雨等の進路・降雨量等の気象情報から被災のおそれがない地域に自宅がある。
- ・ 災害発生時、自宅に大きな被害がなく、周辺で火災が発生しても延焼しない地域に自宅がある。
- ・ 安全な親戚や知人の家等へ避難ができる。

◇ **車中避難（安全な場所で車で避難する。）**

- ・ 洪水浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域以外の安全な避難場所に避難できる。
- ・ 避難所などの近くで、連絡ができる場所に避難できる。
- ・ ペットと一緒に空間で避難されたい方
（避難所内は、ペットは、同じスペースで避難できません。）
- ・ 車内で足等が伸ばせる大きさを確保できる乗用車をお持ちの方
狭いスペースでの車中泊は、エコノミークラス症候群（※）のリスクがあります。

エコノミークラス症候群

食事や水分を十分に取らない状態で、車等の狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり、血液が固まりやすくなり、その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。新型コロナウイルス感染症も重症化した場合は、血栓ができる症例があり、リスクが大きく避けなければなりません。

第1章 日常の備え

1 個人・各家庭の準備

(3) 気象情報や避難情報を確認しましょう。

町の防災行政無線、テレビ、インターネットから流れる「気象情報」や「避難情報」について理解し、避難するのタイミングについて確認しておましよう。



○ 地震に関する情報について

緊急地震速報

地震発生時に、テレビ、携帯電話や防災行政無線から一斉に鳴り響く緊急地震速報。その仕組みを理解しておきましょう。



出典：気象庁

○ 緊急地震速報は、地震が発生し、最大震度5弱以上の揺れが予想された地域に、住民が速やかな安全行動を行うため、また重大な災害が起こるおそれのあることを警告して発表するものです。

短時間に地震の規模や震源を推定し、各地の震度等を予想するため誤差がある場合があります。

第1章 日常の備え

1 個人・各家庭の準備

○ 伝達方法

Jアラート（全国瞬時警報システム）により、全国の市町村、報道機関や通信事業所などに伝達され、テレビ、防災行政無線、携帯電話などから、24時間昼夜を問わず自動的に放送されます。

町は、千葉県北西部として発表されます。

震度速報

震度速報は、地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域と地震の揺れの検知時刻を速報するものです。

町では緊急地震速報同様、千葉県北西部として発表されます。

また、町の防災行政無線では、千葉県北西部で震度5弱以上を観測した場合、自動放送されます。

震源・震度に関する情報

震度・震度に関する情報は、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度が発表されます。

町の観測した震度が、発表されます。

この情報は、防災行政無線からは放送されません。テレビ、携帯電話から確認して下さい。



町からの伝達

地震により、町に被害があった時や火災が発生し避難が必要な場合は、防災行政無線や広報車でお知らせします。

- このように地震に関する情報もいろいろな種類があります。

緊急地震速報は、すぐ来る地震に備えて！

「まず低く」「頭を低く」「動かない」安全行動を！

震源・震度に関する情報で、正しい地震情報を把握！

「震源」、「震度（マグニチュード）」の確認を！



第1章 日常の備え

1 個人・各家庭の準備

○ 気象に関する情報について

天気予報を見ていて、「激しい雨」、「猛烈な雨」の違いは？

レベル3・4とは？

気象情報の見方を確認しましょう。

○ 1時間の雨量により雨の表現が違います。(出典：気象庁)

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋内(木造住 宅を想定)	屋外の様子	車に乗ってい て
10以上 ～ 20未満	やや強い雨	ザーザー と降る	地面からの 跳ね返りで 足元がぬれ る	雨の音で話 し声が良く 聞き取れな い	地面一面に 水たまりが できる	
20以上 ～ 30未満	強い雨	どしゃ降 り				ワイパーを速 くしても見づ らい
30以上 ～ 50未満	激しい雨	バケツを ひっくり 返したよ うに降る	傘をさして いてもぬれ る		道路が川の ようになる	高速走行時、 車輪と路面の 間に水膜が生 じブレーキが 効かなくなる (ハイドロプ レーニング現 象)
50以上 ～ 80未満	非常に 激しい雨	滝のよう に降る (ゴーゴ ーと降り 続く)				
80以上 ～	猛烈な雨	息苦しく なるよう な圧迫感 がある。 恐怖を感 じる	傘は全く役 に立たなく なる	寝ている人 の半数くら いが雨に気 がつく	水しぶきで あたり一面 が白っぽく なり、視界 が悪くなる	車の運転は危 険

第1章 日常の備え

1 個人・各家庭の準備

○ 気象警報・注意報について

気象庁が気象予報にあわせ、住民や行政へ注意・警戒を呼びかけるために発表するものです。

注意報

注意報とは、災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけるため行う予報です。(町は、16種類中12種類が該当します。)

大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。火災・延焼等が発生する危険が大きい場合
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表



第1章 日常の備え

1 個人・各家庭の準備

警報

警報とは、重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけるため行う予報です。（町は、7種類中5種類が該当します。）

大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表 「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表

特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけるため行う予報です。

（町は、6種類中4種類が該当します。）

大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表 「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表

第1章 日常の備え

1 個人・各家庭の準備

その他の情報

記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測又は解析したときに発表
顕著な大雨に関する情報	いわゆる「線状降水帯」の情報 雨量、5キロメートル四方の3時間の解析雨量が100ミリメートル以上、形状が「線状」であることなど警報の基準を大きく超過などすべての条件を満たした場合に発表
竜巻注意情報	竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、比較的広い範囲（おおむね1つの県）を対象に発表。この情報の有効期間は、発表から1時間
土砂災害警戒情報	大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、発表基準に達した場合

台風情報

内容	発表時間	予報時間	発表要素
実況	3時間ごと		<ul style="list-style-type: none"> 中心位置 進行方向・速度 中心気圧 最大風速（10分間平均） 最大瞬間風速 暴風域 強風域
1日予報		12時間先 24時間先 24時間先まで	<ul style="list-style-type: none"> 予報円の中心・半径 進行方向・速度 中心気圧 最大風速 最大瞬間風速
5日予報	6時間ごと	5日先まで	<ul style="list-style-type: none"> 暴風警戒域



第1章 日常の備え

1 個人・各家庭の準備

○ 町が発令する避難情報

町は、気象庁の気象情報と実際の町の状況を確認して「避難情報」を発令します。

避難情報

発令者	警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
町	警戒レベル5	既に災害が発生、または切迫している状況です。命を守るための最善の行動（緊急安全確保）をとりましょう。	緊急安全確保
レベル4までに避難を完了してください。			
町	警戒レベル4 【危険な場所から全員避難】	危険な場所から速やかに避難先に避難しましょう。避難場所までの移動が危険な場合は、他の安全な場所や自宅内の安全な場所へ避難してください。（屋内安全確保）	避難指示
	警戒レベル3 【危険な場所から高齢者等は避難】	避難に時間を要する人（高齢者障害者、乳幼児等）とその支援者は危険な場所から避難をしましょう。他の住民は、避難の準備をしましょう。	高齢者等避難
気象庁	警戒レベル2	避難に備え、自ら避難時の行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等
	警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう	早期警戒情報

○ レベル3・4・5は、町が発令します。

※ 気象庁は、警戒レベル相当情報を発表します。

警戒レベル相当情報が出されても、同じ時間、場所に同じレベルの避難指示などが発令されるとは限りません。（土砂災害がレベル4でも、洪水レベル3がなど気象状況により異なります。）

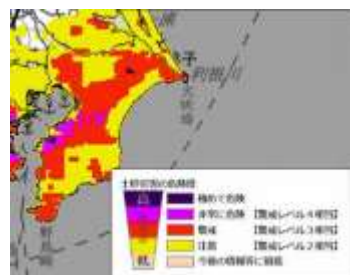
○ 町の避難情報は、発令しても実際大きな災害に至らなかった、いわゆる「空振り」になることがあります。住民の皆さんの安全を第一に発令しますので、ご理解をお願い致します。

第1章 日常の備え

1 個人・各家庭の準備

○ 情報収集のポイント

- 気象情報は、「色」に着目
テレビやインターネットも危険度を色分けして伝達されています。
- 防災行政無線
雨が降っているときには、雨風の音や雨戸をしめてしていると聞こえづらいことがあります。

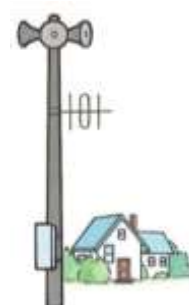


聞こえなかったときは

【テレホンサービス】

防災行政無線で放送した内容を電話（フリーダイヤル）で確認できるサービスです。

（電話番号）0120-177-709



【しすいメール配信サービス】

防災行政無線で放送した内容をメールで確認できるサービスです。

※ 令和4年4月からシステムの変更に伴い、登録方法・メール配信元アドレスが変更されます。

〈すでに登録済みの方〉

旧システムから、登録アドレスを移行しましたので、新たに登録を行っていただく必要はありませんが、配信元アドレスが次のとおり変更されますので、受信設定をお願いします。

（送信元アドレス）「shisui@sg-p.jp」

〈これから登録する方〉

登録方法

次のQRコードを読み取るか、登録用アドレスに空メールを送信してください。

（QRコード）

（登録用アドレス）「t-shisui@sg-p.jp」



空メール送信後、返信メールが届きますが、届かない場合、迷惑メール対策がされている場合があります。「sg-p.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

第1章 日常の備え

1 個人・各家庭の準備

しすいメール配信サービスのほか、町では次の方法により、行政情報、防災情報、防犯・交通安全情報などを配信していますので、併せてご利用ください。

〈LINE〉

行政情報、観光イベント情報、災害時の緊急情報などを配信しています。QRコードから「酒々井町」を友だち登録してご利用下さい。



〈Twitter〉

防災・防犯・行政情報などを配信しています。QRコードから「酒々井町」をフォローしてご利用下さい。



〈Yahoo!防災速報〉

スマートフォン・タブレットなどから「Yahoo!防災速報」のアプリをダウンロードいただくことで、「緊急地震速報」、「避難情報」、「豪雨予測」などの防災情報を受信できるようになります。地域設定を「千葉県酒々井町」にしてください。

○ダウンロード方法

(i OS)



(Android)



【緊急速報メール】

各携帯会社が緊急地震速報などを携帯電話ユーザーに一斉同時配信するシステムです。※利用登録の必要はありません。

大雨や台風は、事前に天気予報で準備ができるもの！

早め早めの判断を！

「降水量は？」「警報は？」「町の避難情報は」？

実際の天候をみて行動を！

第1章 日常の備え

1 個人・各家庭の準備

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症が収束していない中でも、災害時には危険な場所にいる人は迷わず避難することが原則です。

その際、日頃と同様の、感染症対策に行うことが重要です。

新型コロナウイルス感染症を考慮した新しい避難のあり方が必要です。

新型コロナウイルス感染症を考慮した避難行動

- 避難とは、「難」を「避」けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- **分散避難**
町が指定する**避難所に行くことだけが避難ではありません。**
避難所は、感染拡大防止のため、避難スペースの間隔をあけて収容するため、今までより収容者数に限りがあります。
住民の皆さんには、避難所が過密状態になることを防ぐため、「**在宅避難**」、「**車中避難**」を避難先として検討をお願いします。
ただし、危険が迫っている場合、危ないと感じた際は、ちゅうちょせず「**避難場所**」「**避難所**」等安全な場所へ避難してください。
- 浸水する可能性や土砂災害の危険性がない場所に自宅がある方で、**自宅で安全を確保できる場合は「在宅避難」**を検討しましょう。
- 自宅が危険な場所にある場合は、避難所が「密」となることを防ぐため、**安全が確保できる「親戚や知人宅等への避難」「車中避難」**もあわせて検討をお願いします。

コロナ過でも災害への備えを！

自宅に災害のリスクがあれば迷わず避難！

「マスク」「体温計」「スリッパ」感染対策を！

自宅にリスクがない場合は、安全な自宅で避難を！

第1章 日常の備え

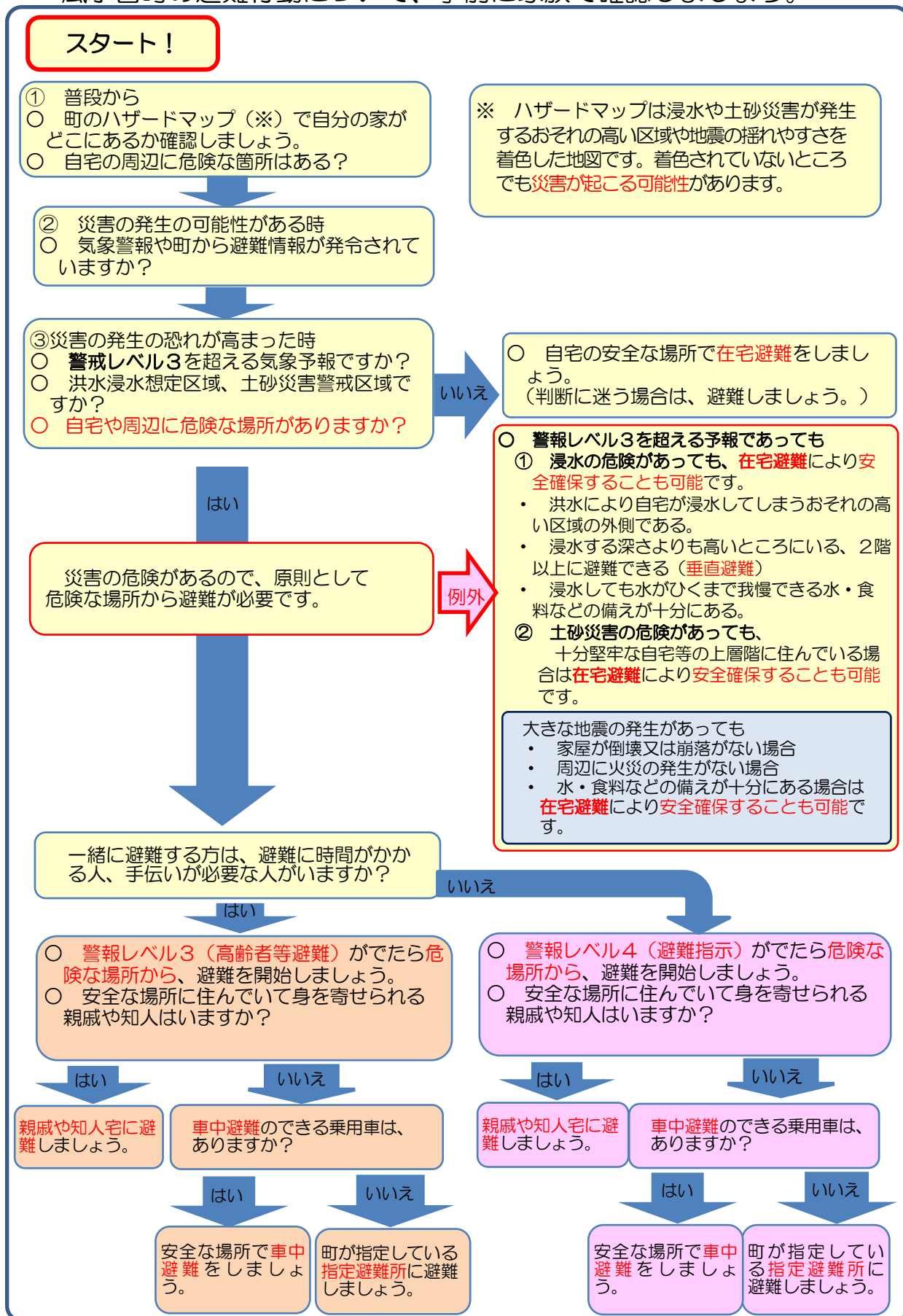
1 個人・各家庭の準備

自宅などの被災状況と避難する方の健康状態により避難行動を検討しましょう。

<p>健康な方</p>	<p>① 自宅等が安全な場合は、「在宅避難」を。 ② 自宅が危険の場合は、「指定避難所」「親戚・知人宅への避難」「車中避難」「ホテル・旅館」に避難を。</p>
<p>高齢者 持病など基礎疾患のある方 体調に不安のある方 乳幼児、妊産婦 避難に時間のかかる方</p>	<p>① 自宅が安全な場合は、「在宅避難」を。 ② 自宅が危険の場合は、早めの避難 「親戚・知人宅への避難」「車中避難」 「ホテル・旅館」に避難を。 ③ 「指定避難所」に避難する際は、避難所担当職員に相談してください。</p>
<p>本人、または家族に 「発熱者」がいる場合</p>	<p>① 自宅が安全な場合は、「在宅避難」を。 ② 自宅が危険の場合は、町役場に相談を。 ③ 「指定避難所」に避難する際は、避難所担当職員に受付時申し出てください。</p>
<p>本人または家族に「濃厚接触者」「感染者（軽症または無症状者）」がいて自宅療養をしている場合</p>	<p>① 事前に印旛保健所の指示事項を確認しておきましょう。 ② 自宅が安全な場合は、「在宅避難」を。 ③ 自宅が危険の場合は、町役場に相談を。 ④ 「指定避難所」に避難する際は、町役場からの指示に従ってください。</p>

避難行動の判断フロー

風水害時の避難行動について、事前に家族で確認しましょう。



第1章 日常の備え

2 地域の準備

○ 1995年（平成7年）の阪神淡路大震災では、倒壊した建物から救出された全体の約8割は、近隣の住民等により救出されています。

大規模な災害では、広い範囲の被害や道路の途絶により、すぐに消防、警察、自衛隊が現場に到着できないことがあります。



阪神・淡路大震災における救助の主体と救助者数



阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体

出典：防災白書より引用。

災害時、頼りになるのは、向こう三軒両隣！

発災直後の住民の避難や安否確認や人命救助において、地域住民の助け合いが「命」を守るためとても重要です。



第1章 日常の備え

2 地域の準備

○ 自主防災組織について

普段の生活において、自治会等の地域の活動が地域社会におけるつながり、結びつきにより、住民同士の支え合いやさまざまな問題を解決する際に協力し合い、その役割を果たしています。

その中でも、大規模な自然災害に対して、普段の生活と同様に地域で協力しあえる組織として、自主防災組織の取り組みが求められています。

○ 自主防災組織の役割が期待されていること。

- ・ 地域住民で話し合う。

地域の危険箇所、避難場所、避難路の確認、防災に関する知識の普及や防災備蓄品の準備

○ 防災訓練（避難訓練・救出救護訓練）

- ・ 地域の安否確認、避難訓練、救出救護訓練や消火訓練

○ 災害が起きたら助け合う。

- ・ 避難所生活のサポート、地域と町との連絡体制の確保
- ・ 各地域の集会所等の一時避難所としての使用

※ 上記の役割を取り決めた地区防災計画の作成

※ 地域の防災のために必要な事項ですが、任意の自発的な活動ですので、無理をしないでできることからはじめることが大切です。

「うちの地域は、消防団・団員がいるから大丈夫！」

消防団と自主防災組織は、災害時は活動が異なる組織です。

消防団は、災害時、火災現場や被災地に出動し、必ずしも地域の活動ができるとは限りません。

自主防災組織は、自治会同様、地域の皆さんの参加が求められています。

第1章 日常の備え

2 地域の準備

- 町では、自主防災組織の結成や活動（防災訓練、地区防災計画の作成について支援しています。
 - ・ ぼうさい出前講座で防災知識の普及をしています。
地域ごとの災害リスク、地震・風水害の基礎知識、気象情報、避難情報の開設、災害時の行動
 - ・ 避難所開設・運営訓練で地域の避難行動・避難所生活について説明
 - ・ 地域防災リーダー等の人材育成のため「防災士」養成を支援
 - ・ 自主防災組織の防災資器材の購入について、助成を行っています。

分散避難のための地域の集会所等の避難所としての使用について

指定避難所の「密」を防止するため、避難所まで遠い住民の避難先として、近くの集会所等を一時避難所として開設することをみなさんに検討をお願いしています。

一時避難所の準備等についてわからないことがあれば、総務課危機管理室にご相談ください。

第1章 日常の備え

3 町・行政の準備

- 町は、普段から町地域防災計画に基づき各種災害における災害予防
応急対策及び復旧・復興施策を進めています。

※ 「町地域防災計画」は、町ホームページで公開しています。

特に住民の避難に関して、以下の事項を行います。

- ① 避難・避難所における「自助」「共助」（自主防災力）の向上の支援
 - ・ 地域防災計画やハザードマップにより、災害発生時の避難場所、
避難所の行動基準などの周知を行います。
 - ・ 自治会・自主防災組織が実施する防災訓練の支援や一時避難所の
開設・運営の支援や町で実施する総合防災訓練において住民参加を
促し、避難所の自主的運営についての啓発活動を行います。
- ② 避難所開設・運営のための体制整備
 - ・ 災害発生時に、迅速な避難所の開設等の初動対応を行うため、職
員の災害対応力の強化を図ります。
 - ・ 避難所の運営及び防災拠点に関わる関係防災機関などとの体制の
整備を推進します。
- ③ 指定避難所の整備
 - ・ 避難所の運営に必要な水・食料・物資等を防災倉庫に保管しま
す。
 - ・ 避難生活が長期化する場合、トイレの確保、特に要配慮者への配
慮など健康管理のための対策に努めます。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の対策を講じた避難所の運営のため、
パーテーション、マスク及び消毒液等の準備など衛生管理を行いま
す。
(季節性インフルエンザやノロウイルス等の感染症対策を含む。)
- ④ 集中豪雨時における情報伝達及び避難体制の構築
過去に氾濫があった箇所や洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等
の区域に対する情報伝達体制、避難体制を整備・構築していきます。

第1章 日常の備え

3 町・行政の準備

○ 指定避難所運営の考え方

避難所は、災害で住家に被害を受けた、またはおそれある住民の安全の確保のため、また生活が困難になった人（避難所以外の場所（自宅、車中）に滞在する人も含めます。）が生活できるよう、一時的に滞在し、必要な生活支援を行う施設です。

1 住民等の生命・身体の確保

2 避難所等での生活支援（避難所以外に避難される方を含みます。）

- ① 生活場所の提供 ② 水・食料及び物資の提供
- ③ 衛生的環境の提供 ④ 生活再建情報の提供

○ 町に災害や避難者がいない場合でも、他の市町村の被災者の受け入れや帰宅困難者及び旅行者の避難のため避難所を開設します。

○ 感染拡大防止のため、パーティションによる区画、マスクの着用、消毒の励行、咳エチケットや体温測定等健康管理を徹底します。

○ 災害により自宅をなくした人は、応急仮設住宅などの長期受け入れ施設を準備します。

○ 避難所は、地域のライフラインの復旧状況に合わせて統廃合などを行い、避難所となる施設の本来業務

（学校・公共事業等）の早期再開に努めます。



避難所は、「命をまもる！命をつなぐ」ための緊急的な施設です！

大規模な災害で避難生活が長期化する場合は、生活環境を整えていきます。

第2章 避難行動と避難所の運営

1 避難行動の全般の流れ

災害の発生から長期にわたる避難生活の全体の流れです。

短期間の避難所の運営にも準用します。

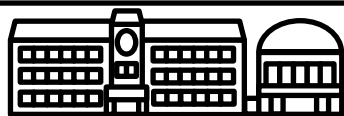
災害
発生

初動期（災害発生当日）

災害発生直後の混乱のなかで、第1に人々の「命」を守ります。

- ① 生命・身体の確保
- ② 火災等2次災害の防止
- ③ 安否確認
- ④ 救命・救助
- ⑤ 安全な場所への避難

避難所



- 避難所の開設
- 受付・検温
- 感染症対策・安全対策

自宅・知人宅・車

（避難所以外の場所）



- 生活支援を受けるため避難所で登録
- 在宅避難者登録

展開期（2日目～1週間程度）

避難する人たちが、公平な避難生活が送れるよう協力態勢を確立する期間です。

- 避難者の配給・相談
- 避難所の役割分担、
- 感染防止（健康チェック）

安定期（1週間目～3週間程度）

人々の要望が多様化する時期。避難生活の長期化による心身の機能の低下に注意します。

- 被災者の個別相談（被災証明書、罹災証明書、健康、生活再建等）
- 健康チェック

撤収期（ライフライン回復時）

避難生活から平素の生活に戻るための支援を行います。

- 仮設住宅への入居、被災証明書、罹災証明書、生活再建支援
- 避難所使用施設の消毒、学校・公共施設の再開

第2章 避難行動と避難所の運営

2 避難行動

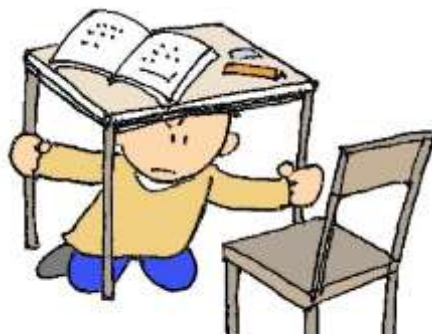
大規模な災害が発生した直後の混乱した状況で、自分や家族の身体や命を守るためには、正しい行動を行うことが重要です。

① 地震が起きた時

- 自分と家族の身体・生命の安全を確保してください。

＜安全確保行動＞

- **姿勢を低く**
- **頭をまもり**
- **動かない。**



令和3年10月7日午後10時41分に発生した千葉県北西部を震源とした地震では、千葉県内で14名の方が負傷されました。

その原因のほとんどはあわてて階段から落ちる、転倒するなど、安全確保行動ができていないことです。

- 最近のガスコンロは、地震発生時自動的に止まるようになっています。
- 家具の下敷きになり、負傷する事例もあります。
普段から家具の転倒防止に努めましょう。

町では転倒防止器具の購入についても助成をしています。

○ 対象

町に住所を所有している世帯主（1世帯につき1回限り）

○ 内容

① 家具転倒防止器具などの購入又は取り付け費用

② 上限1万円申請受け付け

※ 申請受付期間がありますので、役場にお問い合わせください。



第2章 避難行動と避難所の運営

2 避難行動

町では、お住まいの耐震対策への補助・助成を行っています。

○ 対象

- ① 町の住民基本台帳に記録されている方
- ② 町税などの滞納のない方
- ③ 賃貸などの場合は、所有者の同意が得られている方注意事項

※ 必ず工事の契約、着工前に役場に相談のうえ、申請手続きを行ってください。

※ 補助金交付決定前に工事を行った場合は、補助金を受けることができません。

② 地震がおさまったら

□ 自分と家族の安全を確認してください。家具等の下敷きになっている場合は、家族や隣近所に助けを呼び、安全かつ確実に行動するため、2人以上で救出を行いましょう。

□ 火事等の2次災害の防止のため、石油ストーブの消火、ガス漏れはないか・電気設備の破損はないか確認してください。

□ 安全な場所でケガの確認、応急手当をしましょう。

□ 避難する際は、必ずガスの元栓を締め、電気のブレーカーを落としておきましょう。



※ 停電時も避難時は必ずブレーカーを落としておきましょう。電力復旧時に発生する通電火災の発生を防止しましょう。

□ 隣近所に声をかけあい、助け合いながら、避難場所へ移動しましょう。自力で逃げるのが難しい人のもとへ行き、安否を確認しましょう。

第2章 避難行動と避難所の運営

2 避難行動

町からの避難情報は、大雨や台風は、雨風が強くなる前、危険な状態になる前に発令することが前提です。

町から避難情報が発令されたときは、地域を確認しましょう。

洪水浸水：河川の周辺や浸水実績がある地域

土砂災害：町内全ての土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害危険箇所

○ 「洪水浸水想定区域」「浸水の実績のある地域」にお住まいの方

- 雨の状況、自宅や周辺の冠水の情報を確認します。
川や側溝にはむやみに近づかない。冠水した場所に入らない。
- 気象予報を確認します。
「大雨警報（浸水害）」、予想降水量を確認して下さい。
- 「**高齢者等避難**」が発令されたら
 - ・ 避難に時間がかかる方がいる場合は、このタイミングで避難してください。
 - ・ 避難情報の発令にかかわらず、自宅の周辺が冠水する前に避難をしてください。
- 「**避難指示**」が発令されたら
 - ・ 「洪水浸水想定区域」「浸水の実績のある地域」にお住まいの方のかたは、立退き避難が原則です。
 - ・ 避難情報の発令にかかわらず、自宅の周辺が冠水する前に避難をしてください。
- 浸水がはじまったら無理に避難をするのは危険です。自宅の2階へ避難するか、近くの高い建物に避難してください。（屋内安全確保）
2階へ避難する際は、2階に食料や水があるか確認します。
- 「**緊急安全確保**」が発令されたら
 - ・ 危険です！町内で災害が発生、または切迫している状況です。
 - ・ かならず発令される情報ではありません。
 - ・ 取りうる最善の行動をとってください。



第2章 避難行動と避難所の運営

2 避難行動

○ 「土砂災害（特別）区域」「土砂災害危険箇所」にお住まいの方

- 雨の状況、自宅や周辺の雨の情報を確認します。

この際、崖にむやみに近づかない。

- 異常に水が流れ出している。
- 斜面にヒビがある。
- 小石が崩れている。



- 気象予報を確認します。

「大雨警報（土砂災害）」、予想降水量を確認して下さい。

- 「**高齢者等避難**」が発令されたら

- 「土砂災害（特別）警戒区域」「土砂災害危険箇所」にお住まいの方で、避難に時間がかかる方がいる場合は、このタイミングで避難してください。
- 避難情報の発令にかかわらず、自宅の周辺に崖のある方は避難をしてください。

- 「**避難指示**」が発令されたら

- 「土砂災害（特別）警戒区域」「土砂災害危険箇所」にお住まいの方は、立退き避難が原則です。
- 避難情報の発令にかかわらず、自宅の周辺に崖のある方は避難をしてください。

- 「**緊急安全確保**」が発令されたら

- 危険です！町内で災害が発生、または切迫している状況です。
- かならず発令される情報ではありません。

- 大雨で避難できない時は、崖と反対側の高い位置に避難する等取りうる最善の行動をとってください。

土砂災害は予測が困難です。特に早めの避難を心がけてください。

第2章 避難行動と避難所の運営

2 避難行動

○「洪水浸水想定区域」「浸水の実績のある地域」「土砂災害（特別）警戒区域」「土砂災害危険箇所」以外にお住まいの方

大規模な災害のリスクは、低いですが、風で電線や木が倒れたり、物が飛んで来たりする可能性があります。また、停電や断水の可能性もあります。

過去に災害がないから起らない、ハザードマップで安全だから大丈夫とは限りません。

- 雨の状況、自宅や周辺の雨の情報を確認します。
この際、河川や崖にむやみに近づかないでください。
- 気象予報を確認します。
 - ・ 「大雨警報（土砂災害・浸水害）」、予想降水量を確認して下さい。
 - ・ 天候が悪くなる前に、買い物をすましておく。
- 「**高齢者等避難**」が発令されたら
 - ・ どの地域に発令されているか確認する。近づかない。
 - ・ 外出するのを控える。
 - ・ 断水や停電に備え、水の準備、懐中電灯の準備やモバイルバッテリーの充電を確認する。
- 「**避難指示」「緊急安全確保**」が発令されたら
 - ・ どの地域に発令されているか確認する。近づかない。
 - ・ 外出するのを控える。車の運転を控える。
自宅周辺が安全でも、町内で危険箇所がある可能性があります。
 - ・ 断水や停電に備え、水の準備、懐中電灯の準備やモバイルバッテリーの充電を確認する。
- 「**緊急安全確保**」が発令されたら
 - ・ 危険です！町内で災害が発生、または切迫している状況です。
 - ・ 外出するのを控える。車の運転を控える。
 - ・ かならず発令される情報ではありません。
- 避難情報にかかわらず危険を感じた場合は、避難をしてください。

第2章 避難行動と避難所の運営

2 避難行動

■ 自動車で避難をする方へ

町内で自宅等から避難場所・避難所まで距離が離れた方は、車での避難を考えられている方が多いと思います。

過去の災害で自動車で避難する際に被災したケースがたくさんあります。

- 車を使用する際は、雨風の強くなる前、災害が発生する前に使用してください。特に夜間は、十分に注意して運転しましょう。
- 地震の時は、道路の陥没・地割れ・家や電柱の倒壊のおそれや消防車や救急車が通行できるよう、車は使用しないでください。
- 豪雨の中の移動は、車も含め危険です。
道路に冠水がある場所は、水位が低くても短時間で増水することがあります。通行はやめましょう。
- 「車中避難」をする場合は、周囲の安全確認を十分に行って安全が確保できる場所で避難してください。無理に避難せず、2階など安全な場所に避難しましょう。
- 避難の際、動けなくなって駐車する場合は、緊急自動車等が通行できるように路側につけ、車検証や貴重品を携行し、移動できるよう鍵はつけて避難しましょう。



第2章 避難行動と避難所の運営

2 避難行動

■ ペットと同行避難される方へ

平素から大切なペットの避難について話し合っておきましょう。

- 避難所では、避難者と同じ居住スペースにペットを同伴できません。（盲導犬等は除く。）
（アレルギーのある方、避難者どうしのトラブル防止のため。）
- 予防接種や各種ワクチンを、事前に接種しておきましょう。
（ペットも感染症対策は、大切です。）
- 犬、猫及び小型動物以外の大型の動物、野生動物等の中には、避難所で受け入れることができない場合があります。
- ペットの健康管理、他の避難者やペットとのトラブル防止のため、持ち出し品を準備しましょう。
- 町内でペットが避難できる施設は、以下の避難所です。
施設の被災状況によっては、受け入れできないこともありますので、町に問い合わせをお願いします。

- 酒々井コミュニティプラザ
- 酒々井小学校
- 東京学館高等学校

- ペットにとっても慣れない避難生活は、ストレスが大きいものです。自宅で安全確保できる場合は、「在宅避難」や「車中避難」等、各家庭やペットの事情を踏まえ、検討しておきましょう。



第2章 避難行動と避難所の運営

2 避難行動

○ 施設・設備の確認（チェックシート）

※ 自宅や集会所の安全確認の際に活用してください。

設備	確認項目	使えない場合の対処
ガ ス	<input type="checkbox"/> ガス臭くないか。 <input type="checkbox"/> ガス器具に損傷はないか。	<input type="checkbox"/> 窓を開け、ガス栓を閉める。 <input type="checkbox"/> ガス、電気、火は使用しない。
電 気	<input type="checkbox"/> 停電箇所はないか。 <input type="checkbox"/> 電気器具から異音・異臭はしないか。 <input type="checkbox"/> 浸水の形跡はないか。 <input type="checkbox"/> 電線等から火花の発生はないか。	<input type="checkbox"/> 発電機や照明等の設置 <input type="checkbox"/> 異常のある電気器具は、使用しない。 <input type="checkbox"/> 立ち入り禁止にする。 <input type="checkbox"/> 通電（電力回復）時は、火花の発生等異常がないかを確認
水 道	<input type="checkbox"/> 水は流れるか。 <input type="checkbox"/> にごりや異臭はないか。 <input type="checkbox"/> 漏水していないか。	<input type="checkbox"/> 飲料水の備蓄の確認 <input type="checkbox"/> 井戸など生活用水として利用できる水の確認
電 話	<input type="checkbox"/> 通話できるか。 <input type="checkbox"/> F A Xが使えるか。 <input type="checkbox"/> メールは使えるか。 <input type="checkbox"/> インターネットはつながるか。	<input type="checkbox"/> 災害伝言ダイヤル <input type="checkbox"/> 災害伝言掲示板 <input type="checkbox"/> 家族で使用しているSNS <input type="checkbox"/> W i F iの使用
トイレ	<input type="checkbox"/> トイレ内は安全か。 （落下物など危険はないか。） <input type="checkbox"/> 便器は使用可能か。 （破損はないか。） <input type="checkbox"/> 下水は流れるか。 <input type="checkbox"/> 水（上水）は出るか。 <input type="checkbox"/> 使用可能なトイレは。	<input type="checkbox"/> 室内、便器の破損、特に下水が破損している場合は、トイレは使用しない。携帯トイレを使用する。 <input type="checkbox"/> 下水の異常がない場合は、水を汲み置きして、排泄後に流す。 <input type="checkbox"/> 高齢者、女性用のトイレの確保を優先する。

2次災害の防止のため、自宅周辺を含めた火災の発生、建物の倒壊・破損・地盤沈下や電線から火花がでているなど危険箇所がある場合は、避難場所として使用しないでください。

○ 指定避難所・避難場所

下記の避難所及び避難場所は、地域別に見た目安です。災害の状況により最も安全かつ近い場所に避難して下さい。また事前に町からの開設する避難所について情報を提供しますので、よく確認してください。

地域名	一時避難所	一時避難場所	指定避難所/指定緊急避難場所
下台	下台青年館		中央公民館
酒々井	横町青年館、上宿青年館、下宿青年館、新堀青年館	栗ノ洲公園、上宿公園	酒々井小学校
上本佐倉	上本佐倉五良青年館、隣保館、同和对策集会所		
本佐倉	猿楽場青年館、根古谷の館、隣保館、同和对策集会所		
上本佐倉一丁目	上本佐倉一丁目コミュニティセンター	中央公園、南公園	
成城台	成城台集会所	美空公園、しらすぎ緑地、めじろ公園、ひばり公園	酒々井コミュニティプラザ
馬橋	馬橋青年館	開運公園	
ネオポリス	ネオポリスコミュニティセンター	中之尾余南公園、中之尾余北公園	
墨	墨ふれあい館	墨スポーツ広場	
尾上	尾上集会所		酒々井中学校
飯積	飯積コミュニティセンター	飯積中央公園、飯積西第1公園、飯積西第2公園、飯積北公園、飯積東公園	
中川	中川青年館		
上岩橋	トヶ崎自治会館、大鷲自治会館、上郷自治会館、大崎自治会館	ふれあい公園、上岩橋児童遊園、はぎやま公園	東京学館高等学校
柏木	柏木青年館		
下岩橋	下岩橋青年館		
伊篠・篠山新田	伊篠区民館		
伊篠新田・今倉新田	伊篠新田コミュニティセンター		酒々井中学校
東酒々井一丁目	東酒々井コミュニティセンター	梅ノ木公園	大室台小学校
東酒々井二丁目		どうぶつ公園	
東酒々井三丁目		大森公園、記念公園、夾竹桃公園	
東酒々井四丁目		SL公園	昭和公園 酒々井中学校
東酒々井五丁目		くじら公園、柿の木公園、さるすべり公園	
東酒々井六丁目	アイビ・ネオハイツ酒々井集会所、	柿の木公園	
中央台一丁目	中央台集会所	ひまわり公園	中央台公共用地 プリミエール酒々井
中央台二丁目		上ヶ作緑地、小鹿公園	
中央台県営住宅	中央台県営住宅集会所		
中央台ハイツ	中央台ハイツ集会所		
中央台四丁目	中央台集会所	中央台公園	中央公民館
ふじき野一丁目	ふじき野会館	うるおい公園	大室台小学校
ふじき野二丁目		やすらぎ公園	
ふじき野三丁目		はつらつ公園	

指定避難所・指定緊急避難場所マップ



施設名	所在地	指定緊急 避難場所	指 定 避難所	備 考
①中央公民館	中央台 4-10-1		○	
②プリミエール酒々井	中央台 3-4-1		○	帰宅困難者・旅行者
③中央台公共用地	中央台 3-4	○		
④酒々井小学校	酒々井 203	○	○	ペット (※)
⑤東京学館高等学校	伊篠 21	○	○	ペット
⑥大室台小学校	尾上 2-2	○	○	
⑦酒々井中学校	尾上 141-10	○	○	
⑧酒々井コミュニティプラザ	墨 1549-1	○	○	ペット
⑨昭和公園	東酒々井 6-6-6	○		
⑩酒々井総合公園	墨 4 4	○		

※ ペットを受け入れ可能なスペースを有する施設

第2章 避難行動と避難所の運営

2 避難行動

○ 避難した場所で

- 避難した人を地区や町内会ごとに確認しましょう。
- ケガをした人や、病気の人はいないか確認してください。
該当者がいれば、町職員に伝えてください。病院や避難所に搬送してください。
- 自宅避難者や車中避難者も、避難所で生活支援が受けられることを伝えてください。
- 地域の安否情報や地域の被害状況を、町職員に通報してください。
特に人命救助、新たな災害の防止及び安否確認のため、重要な情報となります。

大規模な災害が発生した直後の混乱した状況で、地域の人々の身体や命を守るためには、消防や役場等の職員だけではなく、地域の皆さんの協力が不可欠です。

特に避難所生活が長期化した場合は、避難した住民の皆さんと施設管理者や町職員と協力して、さまざまな事情に配慮しながら、運営することが期待されます。



第2章 避難行動と避難所の運営

3 避難所の運営

① 避難所の開設準備

- 災害の発生直後、または災害が予想される場合、町職員が避難所を開設します。

職員の被災により到着が遅れたり、人数に限りがある時が予測されます。その際は、住民の皆さんに協力をお願いすることがあります。

- 建物の安全確認がすむまでは、危険なので、中に入ることはできません。屋外の安全な場所で待機してください。

- 避難所の点検や開設準備

① 建物周辺・建物の安全確認

② 避難所として使用する場所の安全確認と指定

長期受け入れとなる場合も考え、学校の学業再開等施設の本来業務を再開する等考慮して開設します。

③ 立ち入りを禁止する場所の表示

④ 避難所の物資の搬入

⑤ 避難所の受付、避難スペースの準備

⑥ 感染症対策の準備



新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、間隔を開けた避難スペースにするため、収容できる人数に限りがあります。

災害で自宅を失った方、「洪水浸水想定区域」「土砂災害（特別）警戒区域」「土砂災害危険箇所」など自宅から避難しなければならない方を優先することがあります。

また要配慮者の方を優先して、受け入れることがあります。

みなさんのご理解・ご協力をお願いします。

第2章 避難行動と避難所の運営

3 避難所の運営

② 避難所の受け入れ

受付時に重要なことは、以下の3点です。

- ① 避難所の3密回避のため「在宅避難」「車中避難」の確認
- ② 健康な人と発熱者、感染症の可能性のある人を区分すること。
- ③ 要配慮者等避難者の事情に合わせた受け入れを行うこと。

感染防止のための受付の流れ

受付前に、

- ① 質問
- ② 検温



質問の内容

- ① 在宅避難、車中避難はできますか。
- ② 体調不良・発熱者はいませんか。
- ③ 濃厚接触者・感染者はいませんか。

熱のある方、体調が悪い方は
再度検温を行います。



一般の避難所には避難できません。
在宅避難などで避難できない場合
は、専用の区画に案内します。

- ③ 健康チェック
- ④ 受付



- ① 避難者カード
世帯ごと記入します。
- ② 健康管理カード
健康状態を確認します。
全員分記入します。
- ③ 在宅避難者登録
在宅で配給など支援を受けるため
登録します。
- ④ ペットの登録

- ⑤ 避難スペースへ



- 世帯ごとを基準に避難スペース
に案内します。
- 要配慮者の事情に合わせた受け入れ
を行います。

第2章 避難行動と避難所の運営

3 避難所の運営

①受付前の質問	避難所の感染拡大を防止するための質問です。 確認事項① 「ご自宅の被災状況は、避難所の3密回避のため、在宅避難などはできますか？」 確認事項② 「体調の悪い方、発熱のある人はいませんか？」 確認事項③ 「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者・感染者（無症状・軽症）ではありませんか？」
②検 温	○ 非接触型の検温計で体温を確認します。 ○ 37.5以上の方は、再検温を行います。
③健康チェック	○ 症状がなくても最終的な確認を行い、健康な方との避難先を確実に分けします。 ○ 一人一人 健康管理カード に記入します。
④受 付	○ 世帯ごとに 避難者カード を記入します。 避難者カードには、安否確認の問い合わせに対応するため、個人情報公開してよいか確認欄があります。確実に記入しましょう。 ただし、安全を確認するため、氏名情報は公開することがあります。

濃厚接触者・感染者（無症状・軽症で自宅療養者）の方へ

- 感染拡大防止のためには、皆さんの行動がきわめて重要となります。不用意に直接避難所に来るのは控えてください。
- 自宅の安全が確保できない場合は、自動車等安全な場所から町役場へ連絡し、その指示を受けてください。
(季節性インフルエンザ・感染性胃腸炎に感染された方も同様に)町役場へ連絡してください。

感染者などの皆さんも安全が図られます。

第2章 避難行動と避難所の運営

3 避難所の運営

◎ 在宅避難者（自宅、親戚知人宅、避難・車中）

- 避難所以外の場所に避難する人の状況を確認するため、避難所受付に来た在宅避難者・車中避難者に世帯ごとに「避難者カード」を記入します。その際、避難所名欄に「在宅」「車中」と記入します。
- 食料や物資の支給時に連絡がとれるよう、連絡先、避難所避難者で連絡がとれる人、車中避難者はその避難先を確認し、欄外に記入します。
- 役場、避難所等への自己申告のほか、隣近所、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員に協力してもらい、該当者がいないか確認します。
- 要配慮者を同伴し、在宅避難・車中避難する人については、自力で物資を取りに行くことができるか、確認してください。

◎ ペットの同行避難者

- ペットを受け入れ可能な避難所では、「ペット登録台帳」で登録を行います。
- 同じ避難スペースには避難できません。
- ペットが避難するうえで、必要な物品の携行について確認をします。
- ペットを受け入れない避難所は、近くの避難所を案内します。

第2章 避難行動と避難所の運営

3 避難所の運営

③ 避難所内の生活

○ 新型コロナウイルス感染症等感染症への対策

- 避難所内では必ずマスクをし、咳エチケットを守ってください。



- 世帯ごと、パーテーション・テントにより区画を設けます。対面での会話は避け、距離をたもってください。
- 世帯ごと約2mの間隔を確保します。



- 避難スペースは、感染防止のため、土足禁止にします。



- 玄関、トイレ、洗面所などに消毒液を設置し、こまめに清掃を行います。



- 30分1回窓を開け、空気の入替えを行います。



- 全員、受付時や毎日検温を行います。
- 体調が悪い方は、がまんせず職員に申し出てください。



第2章 避難行動と避難所の運営

3 避難所の運営

○ 避難所のルール

避難所は避難住民の公共の場でもあり、避難所を利用する人が、安全かつ公平に、少しでも過ごしやすくするために、避難所のルールがあります。

避難所の基本ルール

○ 避難所への出入り

- この避難所は、避難者登録された方以外立入禁止です。ボランティアの方、面会等を希望される方は、必ず受付に申し出てください。
- 避難所から、外出・退所される方は、必ず職員に申し出てください。
- 「立入禁止」「危険」の表示がある場所には入らないでください。

○ 避難所内の行動

- 指定された場所以外で、居住スペースを作らないでください。
- 各世帯の居住スペースは、清掃をおこない、清潔にしてください。
- 避難所内の物品は、許可なく使用しないでください。
- 避難所内は、人権を尊重し、公平な運営を行います。共有スペースは順番を守り、占有することがないよう、交代で譲り合って使用してください。
- 体調の悪い方、不安の方も避難しています。お互いにプライバシーや言葉づかい、マナーに気をつけましょう。
- 居住スペースでの携帯電話は、マナーモードにし、通話は公共スペースでお願いします。またラジオ・携帯テレビは、イヤフォンをつけてください。
- 高齢者、ケガをされた方、小さいお子さん、妊産婦、外国の方、また困っている方を見かけたら、声をかけて助け合い、職員へお知らせください。
- 貴重品は、必ず身につけ、居住スペースにおいておくことがないようにしてください。
- 火災予防、ガス中毒等の防止上、コンロ・スプレー等は指定された場所で使用してください。
- 配布される食料・物資は、全員に行き渡るよう余分に持って行かないでください。
- ごみは指定された場所に、区分を守り捨てます。短期間の避難の場合は、原則持ち帰りです。

第2章 避難行動と避難所の運営

3 避難所の運営

- 避難所での飲酒は禁止です。
- 喫煙は指定された場所で行ってください。
- 定期的に体操など体を動かし、健康をたもちましょう。

○ 避難所では、規則的な生活をおくるため、起床・食事・消灯など時間を設定します。

起床	6:30
検温	6:30～ 7:00
朝食	7:00～ 8:00
清掃	8:00～ 8:30
昼食	12:00～13:00
夕食	18:00～19:00
検温	21:00～21:30
消灯	22:00

○ ルールは、避難者の皆さんの意見を取り入れ変更していきます。

■ 被災者に寄り添った思いやりのある避難所生活へ

家族をなくされた方、自宅を失った方、要配慮者の介助が必要な方、小さいお子さんがいる方、外国人の方等それぞれ抱える悲しみや不安はさまざまです。被災された人々どうし励まし合い思いやりのある避難生活をお願いいたします。

第2章 避難行動と避難所の運営

3 避難所の運営

■ 住民主体の避難所生活へ

- 避難所生活が長期化する場合や避難者どうしの協力体制が確立した避難所は、避難所利用者の自主運営の原則に基づき、住民を主体とした避難所の運営に移行します。
- 避難者主体で避難所を運営する「避難所運営委員会」を設置する避難所は、担当者を派遣し、支援を行います。
自治会や自主防災組織の役員の協力をお願いいたします。

■ 介護が必要な方、自力歩行が困難な方及び障害がある方やそのご家族（介助者）

- 感染リスクの低く、不自由のない「在宅避難」について検討しておきましょう。
- 自宅から避難する時に、家族（介助者）のみで避難が困難な方は、町の「避難行動要支援者名簿」に登録しておきましょう。
（相談窓口：健康福祉課）

■ 新型コロナウイルス感染症に重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方及び難病の方やそのご家族（介助者）

- 感染リスクの低い「在宅避難」について検討しておきましょう。
- お薬手帳など服用薬の種類把握、医療機器を使用している方は、機器の移動や停電時の要領などを掛かりつけ病院や医療機器メーカーに確認しておきましょう。
- 発災当初は、医療や物資が行き届かないことがあります。
服用薬等は個人でしっかり準備して携行してください。
また避難所の受付の際には、受付でしっかりと伝えてください。

第2章 避難行動と避難所の運営

3 避難所の運営

■ 避難所の閉鎖について

町内の安全、住民の安全を確認後、避難所を閉鎖します。

- 台風や集中豪雨及び大きな地震等で一時的に避難し、住民・自宅などに大きな被害がないこと。
(自宅が被災された住民がいる場合は、仮設住宅などに入居ができること。)
- 気象予報や余震、火災等による2次災害の発生の可能性がないこと。
- 交通・ライフラインに被害がない場合、又は復旧していること。
- 町内に帰宅困難者、旅行者等の避難者がいないこと。

- 「避難行動」について不安や疑問のある方は、総務課危機管理室にお問い合わせください。

問い合わせ先

	内 容	担当部署	電話番号
平 素	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町の地域防災計画、マニュアルに関すること。 ○ ハザードマップに関すること。 ○ 町の注意報・警報に関すること。 ○ 在宅避難、車中避難に関すること。 ○ 自治会・自主防災組織に関すること。 ○ 要配慮者で困っていること。 ○ 防災行政無線に関すること。 ○ 新型コロナウイルス感染症感染者等の避難について 	総務課危機管理室	043-496-1171
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児等の避難に関すること。 ○ 新型コロナウイルス感染症に関すること。 	保健センター	043-496-0090
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者名簿に関すること。 	健康福祉課	
災 害 発 生 時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警報に関すること。 ○ 災害情報に関すること。 ○ 避難所の開設場所・受け入れに関すること。 	災害対策本部 総務課危機管理室	043-496-1171
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災の発生に関すること。 ○ 救急搬送に関すること 	消防組合	119
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要救助支援者の避難に関すること。 	健康福祉課	043-496-1171

各指定避難所となる施設へのお問い合わせは、遠慮してください。

発災直後は、各避難所の町職員は、避難者の安全確保と避難所の受け入れに従事しています。

町役場（災害対策本部）へお願いいたします。

(表面)
健康管理カード

○感染防止のため、筆記具・体温計はお持ちのものの使用をお願いします。

避難所名		担当職員名	
避難者カード番号		避難所区画番号	
氏名			
あなたは、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者ですか。 「はい」の方に質問です。感染者の方は、どうされていますか。 (入院 ・ 指定場所での療養 ・ 自宅療養 ・ 同行)		はい ・ いいえ	
あなたは、新型コロナウイルス感染症の感染者ですか 「はい」の方に質問です。感染の症状は (軽症 ・ 無症状 ・ 回復)		はい ・ いいえ	
あなたは、その他の感染症患者ですか。 インフルエンザ (型) ・ 感染性胃腸炎 ・ その他 ()		はい ・ いいえ	
現在の体温は	度 分		
37度5分以下の方に質問です。平熱に比べて (平熱より高い ・ 平熱より低い ・ いつもの体温)			
息苦しさ、胸の痛みはありますか。		はい ・ いいえ	
においや味を感じない症状はありますか。		はい ・ いいえ	
せきやたん、のどの痛みはありますか。		はい ・ いいえ	
全身がだるいなどの症状はありますか		はい ・ いいえ	
吐き気がありますか。		はい ・ いいえ	
目が赤い、目やにがおおくないですか。		はい ・ いいえ	
現在、医療機関に通院していますか。 「はい」の方に質問です。通院している理由は ()		はい ・ いいえ	
あなたは、基礎疾患等の持病はありますか。 (病名:)		はい ・ いいえ	
現在、服薬をしていますか。 「はい」の方に質問です。種類は、不足していませんか。 ()		はい ・ いいえ	
てんかんはありますか。		はい ・ いいえ	
避難所での生活に、介護や介助等配慮が必要な方はいますか。 (高齢者 ・ 障害者 ・ 妊産婦 ・ 乳幼児 ・ その他)		はい ・ いいえ	
あなたは、避難時にケガをしましたか。 「はい」の方に質問です。ケガをした部位を教えてください ()		はい ・ いいえ	
その他不安な事項があれば記入してください。			

(裏面)

○ 感染拡大防止のため、毎日検温を行います。

37度5分以上の方、体調不良の方は町職員に申し出てください。

月		体 温		症状 (該当に○をつけてください)
日 ()	朝	度	分	せきたん ・ 味 ・ においの異常 ・ だるさ
	夕	度	分	せきたん ・ 味 ・ においの異常 ・ だるさ
日 ()	朝	度	分	せきたん ・ 味 ・ においの異常 ・ だるさ
	夕	度	分	せきたん ・ 味 ・ においの異常 ・ だるさ
日 ()	朝	度	分	せきたん ・ 味 ・ においの異常 ・ だるさ
	夕	度	分	せきたん ・ 味 ・ においの異常 ・ だるさ
日 ()	朝	度	分	せきたん ・ 味 ・ においの異常 ・ だるさ
	夕	度	分	せきたん ・ 味 ・ においの異常 ・ だるさ
日 ()	朝	度	分	せきたん ・ 味 ・ においの異常 ・ だるさ
	夕	度	分	せきたん ・ 味 ・ においの異常 ・ だるさ
日 ()	朝	度	分	せきたん ・ 味 ・ においの異常 ・ だるさ
	夕	度	分	せきたん ・ 味 ・ においの異常 ・ だるさ
日 ()	朝	度	分	せきたん ・ 味 ・ においの異常 ・ だるさ
	夕	度	分	せきたん ・ 味 ・ においの異常 ・ だるさ

○ このカードは、退所まで携帯してください。

○ 退所後も、健康管理のため体温測定・体調確認を行ってください。

○ 退所後、37.5度以上の発熱された方、新型コロナウイルス感染症の感染の診断を受けた方は、保健センターに連絡をお願いします。

○ 退所後に避難された避難所内で新型コロナウイルス感染症発生した場合は、連絡させていただくことがあります。

受付番号		受付日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
避難所区画番号		担当職員名	

避 難 者 カ ー ド

※世帯単位で太枠内のみ記入して下さい。

避難区分 (○で囲む)	避難所 () ・ 在宅 ・ 車中 ・ 帰宅困難者
現住所	
避難先住所	避難所以外の在宅・車中避難等現住所と違う場所に避難されている場合、記入してください。
緊急連絡先 電話番号	

避難した家族					
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	その他
(フリガナ)	世帯主 または 代表者	男 ・ 女		月 日	
(フリガナ)		男 ・ 女		月 日	
(フリガナ)		男 ・ 女		月 日	
(フリガナ)		男 ・ 女		月 日	

※ 要配慮者（高齢者・障害者・基礎疾患・乳幼児等周囲の支援が必要な方）がいる場合は、その他に記入してください。

避難していない家族					
氏 名	続柄	性別	年齢	安否情報	その他
(フリガナ)		男 ・ 女		連絡可・不明	
(フリガナ)		男 ・ 女		連絡可・不明	
(フリガナ)		男 ・ 女		連絡可・不明	

※ 避難していない家族の状況をその他に記入してください。（例：避難所に避難予定・自宅・会社待機等）
町及び県では、速やかな救出・救助活動と安否確認のため、特別な理由がない限り原則行方不明者の氏名情報（氏名、住所（大字まで）、性別、年齢及び被災状況）を公表します。

同意します。 同意しません。（同意をしない理由： ）

避難の理由 該当する者に○ を付けてください。	<input type="checkbox"/> ご自宅の状況（浸水被害・土砂被害・浸水予想区域・土砂災害警戒区域・被害なし） <input type="checkbox"/> 停電・断水 <input type="checkbox"/> 避難情報が発令 <input type="checkbox"/> 気象情報の発表 <input type="checkbox"/> 不安だから <input type="checkbox"/> 交通機関の停止 <input type="checkbox"/> その他（ ）
被害の情報	ご自宅の被害や周辺の見聞きした被害の情報があれば教えてください。

※本情報は、災害時のみの利用とし、公表はしません。また、避難所閉鎖後には、適正に廃棄処分します。